

【決議案】

明細書発行義務化の撤回を

2011年4月から、レセプト電子請求の医療機関に対して明細書の発行が義務付けられました。誰もが自分が受けた医療の内容を知りたいものです。しかし、そのために明細書が役立つのでしょうか。患者さんや国民のみなさんの中には、「医療機関が不正請求をしているかもしれないし、金額の明細があったほうがいい」と考えられる方もおられるでしょう。では、国民からの強い要望で明細書の発行が義務付けられたのでしょうか。産科や救急医療などの医療提供体制の崩壊を改善してほしい。高すぎる窓口負担や保険料を引き下げてほしいとの要望は聞いたことがあります。しかし、患者のみなさんが、医療機関で明細書をほしいと要望されたのでしょうか。

明細書発行義務化には患者のみなさんの思いとは違った思惑が働いています。明細書発行の義務付けを要望したのは、日本経団連など財界や、日本労働組合総連合などのいわゆる保険者です。その狙いは、保険者の医療費負担を低く抑えることです。

そもそも、医療費として請求される個々の点数は、実際の医療内容を反映したものではありません。長年にわたって作られてきた複雑な診療報酬の算定ルールや難解保険診療用語で明細を示しても、診療現場での混乱を引き起こすだけです。病名告知や個人情報漏えいの問題もあります。

診療内容の説明は、本来、治療中に医師と患者さんとの対面で行うべきもので、明細書で十分な説明ができるものではありません。明細書の発行は患者さんの希望に基づくことを原則とし、義務化は撤回すべきです。

以上、決議する。

2010年5月15日

大阪府歯科保険医協会第46回通常評議員会